

地名オントロジ —大日本地名辞書からの出発—

相田 満*

本稿では、吉田東伍『大日本地名辞書』に収録される地名データベースの拡張を進める過程で取り組んだ、日本の地名の特徴を浮き彫りにすることが可能な事例を採り上げる。当該データベースは、桶谷猪久夫により構築されたデータベースに対して新たに読み情報と地名形態素の切り分け等を施したものである。この作業により、日本の地名の特徴を総合的に分析することが可能となったほか、日本の歴史風土と地名との関係により密着しえるオントロジを析出しえる要件を提示することが可能になっていくのである。

Ontology of the Place Name

--Departure from *The Dictionary of Place Names in Greater Japan*--

MITSURU AIDA*

In this report, I will take the case where the feature of Japanese place-name can be brought into relief. This is noticed by the process of advancing enhancing the name of a place database collected to 'The Dictionary of Place Names in Great Japan [by Togo Toshida]'. This is addition of information to the data base constructed by Pro..Ikuo Oketani again. (For instance, it is work of the division of the pronunciation and the name of a place morpheme etc.) It became possible to analyze the feature of Japanese place-name overall by this work.

And, it becomes possible to present the requirement for name of the Place Ontology. It can be said that the feature stuck because of the history climate in Japan and the relation to the name of a place.

* 国文学研究資料館

* National Institute of Japanese Literature

1. はじめに

稿者は現在、桶谷猪久氏作成になる『大日本地名辞書』データベースに新たに情報を付加・加工した改訂版の構築を進めている。このデータベースは、[地名、読み、頁、緯度・経度情報（GIS情報）]を主な項目とするインデックスデータベースであるが、これまでに進めてきた主な改訂作業は次の通りである。

- ① 原資料に不足する寺・山・郡……などの付属語の付加と切り分け
例：「伊豆沼（イヅ）」→「伊豆／沼（イヅ）」
- ② 読み情報の付加
例：「伊豆沼（イヅ）」→「伊豆／沼（イヅ／ヌマ）」
- ③ エラーチェック
- ④ 読み情報のローマ字化
- ⑤ 千島・樺太・台湾編の完成

現在は①～③の作業が終了しており、その結果、現在の日本領土における地名については、さらに詳細な分析を行うことが可能になってきた。特にGIS情報をもとに、地図に分布図を描いたり、数値統計やモデル図など、これまでにない切り口からの分析も行えるようになるのである。

では、具体的には、どのような知識発見が期待されることになるのだろうか。

データベースのダイナミックなパフォーマンスが可能になることは、これまでの書籍の分析やフィールドワークによるアプローチを補完するだけでなく、逆にデータベースの利用と、それを通しての発見が、新たな研究分野とのコラボレーションを生み出す契機にもなるといえるものである。とりわけ、読みとの併用による地名形態素の析出などは、今後、地名オントロジの構築には不可欠の要素となるだろう。

本稿では、そのためのシミュレーションをかねて、第2巻～第8巻（樺太・千島・台湾を除く）収録の52,847件のデータを対象に、「地名」群という観点からの分析を試みることにより、日本の地名の特質を把握・検証の実践例を提示し、以て地名オントロジの一要件としたい。

2. 『大日本地名辞書』の特質と意義

近代黎明期、日本政府は百科事典、国語辞書、日本地誌などを集大成する企画が進行したが、いずれも官撰による事業の完成は挫折した。啓蒙思想家として知られる西村茂樹（1828-1907）が文部省在任中の起案による前二者の企画は、一つは『古事類苑』として明治12年の起案から35年間で費やされることとなり、その完成も民間の手に委ねられ、もう一つも大槻文彦の個性に委任され、『大言海』として結実した。

日本の地誌については、内務省が修史局に地誌掛を置いて事業が進められたが、結

局それも、事業の文部省への移管などの事情も手伝ってか、官撰による事業は挫折し、『大日本地名辞書』(1907[明治 40])が、吉田東伍(1862[文久 2]-1918[大正 7])が独力で成し遂げたものが陽の目を見ることとなったのである。

近時、初版本が発見されたが、それは分冊頒布により全 11 分冊が富山房から刊行され、最初の「第一冊之上」刊行の 1900 年(明治 33) 3 月から、完結編「汎論索引」[1907 年(明治 40 年) 10 月]まで、シリーズ完結まで 7 年半かけて刊行されたものであった(友の会通信第 52 号 2009.1.1)。

初版の装丁は薄表紙、小口未裁断の仮綴製本であった。その後、完結時に出された第 2 版(いわゆる“合冊本”全 4 巻 1907 年刊)と、北海道・樺太・琉球・台湾編を収める続編(1909 年刊[明治 9])と併せ、結局、辞書は都合 13 年の歳月を費やして完成した。

収録される地名は、平安時代成立の古辞書『倭名類聚抄』(源順撰・931-938 頃成立)に収録される地名を骨子として増補されたもので、刊行時の明治中期までの地名が収められる。現行版は、東伍逝去後の 1971 年(昭和 46)に、稿本『大日本地名余材』(1916 年[大正 5])を増補したもので、その結果、西国編が独立して全 8 冊となった。

大規模地名辞書としては、すでに『日本歴史地名大系』(平凡社、約 20 万項目、1979-2003、オンライン版あり[更新中])、『角川日本地名大辞典』(角川書店、1978-1991、索引項目約 50 万、歴史地名編 CR-ROM 版約 25 万 4 千項目)などがあり、規模と情報の新しさの点では『大日本地名辞書』は、すでに及ぶものではない。

そもそもデータベース化の対象に本辞書が選ばれた理由には、著作権許諾の事情があったとはいえ、『大日本地名辞書』は、前近代の意識を濃密に残しながらも、当時の歴史地名が消え始めた近代黎明期の、日本人の地名意識を体系的に俯瞰しえる「史料」として、その資質は貴重である。

特に、前近代の影響を色濃く残す歴史地名と、近代地名とを選別する指標として『大日本地名辞書』というフィルターを介することは、地名の分析作業において極めて有効なツールとなり得るのである。また、樺太・台湾が含まれるのも大きな特色である。大戦前の日本人の自我意識が最も拡大した時期が、地名の視点で表現されたとも言っても過言ではあるまい。

さらにいうならば、角川・平凡社の書籍版についても同様で、最新の両著も完結からすでに 15 年以上が経ち、初巻からは 30 年が経過しようとしているのである。

2009 年(平成 21 年) 5 月 26 日には地方制度調査会の専門小委員会が、合併新法の期限である 2010 年(平成 22 年) 3 月末をもって一区切りとするべきとの首相への答申を決定し、平成の大合併は終了することとなったが、明治以来連続と続いてきた大

i 1890 年(明治 23) 9 月、行政整理の一貫として、内務省の地理局地誌課の事業が帝国大学に移管され、10 月、大学に地誌編纂掛が設置される。翌年 3 月 31 日、臨時編年史編纂掛と地誌編纂掛は統合、帝国大学文科大学の部局「史誌編纂掛」に再編されるに至る。

合併による統合は平成大合併により、一旦の小休止を得て、2010 年 3 月末の時点で市町村の数は 1,760 にまで減る見通しとなっている。

このような状況下、先の二大地名辞書も、すでに平成大合併以前の地名を記録する「史料」と化したと言っても過言ではなからう。

そこで、本稿では、まず『大日本地名辞書』の「史料的特質」を改めて考えてみたい。

3. 地名の字数

まず、地名の字数を考えてみたい。

『大日本地名辞書』に収録される見出し項目から「山」「川」……などの付属文字を取り払った純粋地名の出現頻度をとってみると、次に示すように 2 字の地名が圧倒的に多い。

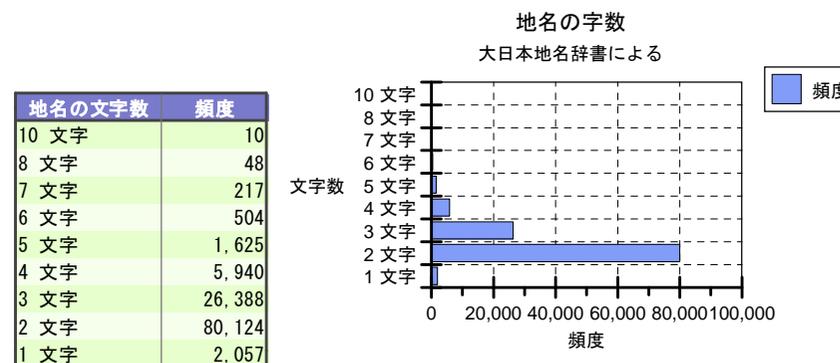


図 1 日本の地名の字数と頻度

このことは、『続日本紀』に記載される和銅 6 年(713) 5 月甲子(2 日)の記事、すなわち、

(制すらく。畿内と七道との諸国の郡・郷の名は好き字を着けしむ。その郡の内に生れる、銀・銅・彩色・草・木・禽・獸・魚・虫・等の物は、具に色目を録し、土地の沃瘠、山川原野の名号の所由、また古老の相ひ伝ふる旧聞・異事は、史籍に載して言上せしむ。[制。畿内七道諸国郡郷名着好字。其郡内所生。銀銅彩色草木禽獸魚虫等物。具録色目。及土地沃瘠。山川原野名号

所由。又古老相伝旧聞異事。載于史籍亦宜言上。])
という、『風土記』撰録の官命とともに出された、諸国の郡・郷名に「好字」を付けさせた記事と無縁ではない。

その結果、多くの地名が2字化した。これは中国の制にならって行われたことと考えられる¹。それまでは、「紀(キ)」「津(ツ)」などの1字地名も少なくなかったが、

「紀」→「紀伊」 「津」→「摂津」

となり、後代には読み方も表記通りの「キ」から「キイ」、「ツ」から「セツ」へと変わっていった。

しかし、範を中国にとったとはいえ、実際に付された地名はきわめて日本的(奈良・賀陽など古代朝鮮語の音借もあるが)である。また、「好字」という言葉自体も、中国に例を見ない用語であった²。

ただし、「日本的」ということ自体を見分けるためには、客観的な判断基準が必要だろう。

そこで、その一例として、「苗字(姓)」と地名との関係を考えてみることにする。

4. 地名と苗字

日本の地名が苗字と関係深いということは、よく言われることではある。古代豪族や源平藤橘などの種姓も、地方への展開を重ねるに従い、その土地の形状、あるいは職能、土地の機能などに由来する名称に変化して、その数を増やしている。

明治維新直後、明治3年(1870年)9月19日の平民苗字許可令、明治8年(1875年)2月13日の平民苗字必称義務令により、国民はみな公的に苗字を持つことになった。しかしながら、そのことにより増加した苗字も、地名と密接に関わるものが多いと考えられている³。

たとえば、苗字を構成する文字数についても、[図2]と表に示すとおり、2字が圧倒的に多い。3字がそれに次いでいるのは、地名の場合と同じ分布状況である。

一方、約13億の民を持つ中国では、少数民族を除いて、ほとんどの姓は、

趙 錢 孫 李 周 吳 鄭 王 ……

で始まる『百家姓』に集約されるといわれる。これは、宋代に姓を集めて四言の韻文に編成したもので、村塾などで子供に文字を教えるための教科書として広く用いられた。版本により多少の出入りはあるが、ここにはおよそ400から500の姓が収められ、たとえば、その内の最終句「百家姓続」を除いて収められている姓は、2字姓が58なのに対して、単姓(一字の姓)は448を占めていることから分かるように、日本の姓と様相は異なる。

また『中国姓氏彙編』(1984刊)には5,730の姓が収められ、そのうち2,077のものがよく見られる姓として用いられていると記される。しかし、中国の姓は、30万以上もあるとされる日本の姓と比較すると、その数はきわめて少ない。

また、中国には、「張王李趙遍地劉」(張王李趙劉の五大姓が至る所にあふれ流れている(「劉」は「流」と掛詞になっている))という意味のことばがある。また「張王李趙」といえば「ありふれた普通の人」の意、「張三李四(張家の三男坊と李家の四男坊)」といっても、平凡でつまらぬ人あるいは「だれでもかれでも」の意を表すとの諺もあるように、概して多様性に乏しいと言わざるを得ず、地名との関連性も濃密であるとは言い難い⁴。

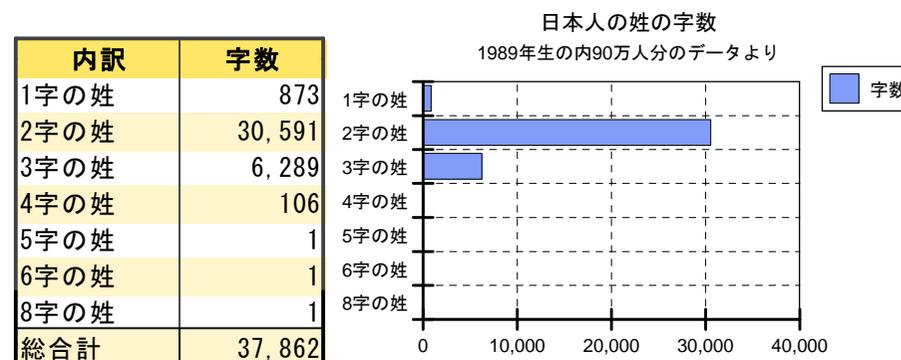


図2 日本人の姓の字数と頻度

それに対して、日本の苗字と地名はどのくらい一致するものだろうか。

たとえば、丹羽基二氏の『苗字と地名の由来事典』⁵では、人口一位から百位までの大姓を基に調べ、その85%から90%が訓読みで、かつ地名と一致すると言っている。

稿者も過日、この一端を示したことがあったが、前回の調査では、『大日本地名辞書』のデータを使用して、日本人の名字全国ランキング1万位までのデータ6の内、1,000位以内に入る名字と、同一地名の頻度20位までのデータを比較して、ほぼ75%が一致するというデータを得たことを報告したことがある⁷。

しかし、このことについては、これまで苗字・地名、ともにその総体を求める資料が十分に示せないため、詳細な実態を具体的に示すことは困難であった。

そこで、今回はさらに比較対象データを増やし、平成元年(1989年)から平成15年生まれまでの姓名を掲載する平成名前辞典⁸の内、収録データの最も数の多い平成元年データと、『大日本地名辞書』データベースデータとの比較を行った。その際、使用した、それぞれのデータ件数は次の通りである。

平成元年データ

掲載姓名数 911,817 件から抽出した異なり姓数 37,862 件

※「沢」「澤」などの異体字関係にあるものは同一字で 1 件とみなした。

参考：平成元年の新生児数 1,270 人

(「国勢調査」及び「人口推計年報」による⁹⁾)

『大日本地名辞書』中の純粋地名 単一化件数 27,582 件

(権太・千島・台湾を除く)

全件数	一致地名数	一致率A	字数による一致度	一致率B	内1-7巻	内1-7巻中の一致数
1	0	0%	10字地名	0%	1	0
6	0	0%	8字地名	0%	8	0
30	0	0%	7字地名	0%	11	0
81	0	0%	6字地名	0%	42	0
314	0	0%	5字地名	0%	190	0
1,360	6	0%	4字地名	1%	1,140	6
7,122	677	10%	3字地名	10%	6,455	633
17,932	7,559	42%	2字地名	43%	16,551	7,120
736	406	55%	1字地名	54%	669	361
27,582	8,648	31%	総計	32%	25,062	8,120

表 1 『大日本地名辞書』記載の地名と一致する姓の比率

すると、『大日本地名辞書』中に挙げた項目との一致率は、北海道を含む 1-8 巻で 31%、北海道を除く 1-7 巻で 32%となった。

逆に、姓の視点から見た場合、37,862 件中 8,648 件が地名と一致し、一致率はさらに 29%にまで下がり、いずれも決して高い一致率とはいえないことが判明した。

しかし、総体としての統計上から受ける印象とは異なり、実際に地名と一致する地名が多いという印象は否定できない。丹羽基二氏が 100 位までの姓を対象として地名との一致率を求め、多くの一致を見た結論づけたことには、別の理由も介在していると推定されるのである。

そこで、今度は、姓の出現順位と地名との一致関係に焦点をあてて考えてみたのが、図 3 および表 2 である。

すなわち、これらの図と表からわれわれの日常なじみのある姓と地名との一致率は高く、なじみのない名前と地名との一致率は低くなるということが如実に見えてくるのである。

地名と一致する姓の順位と個数

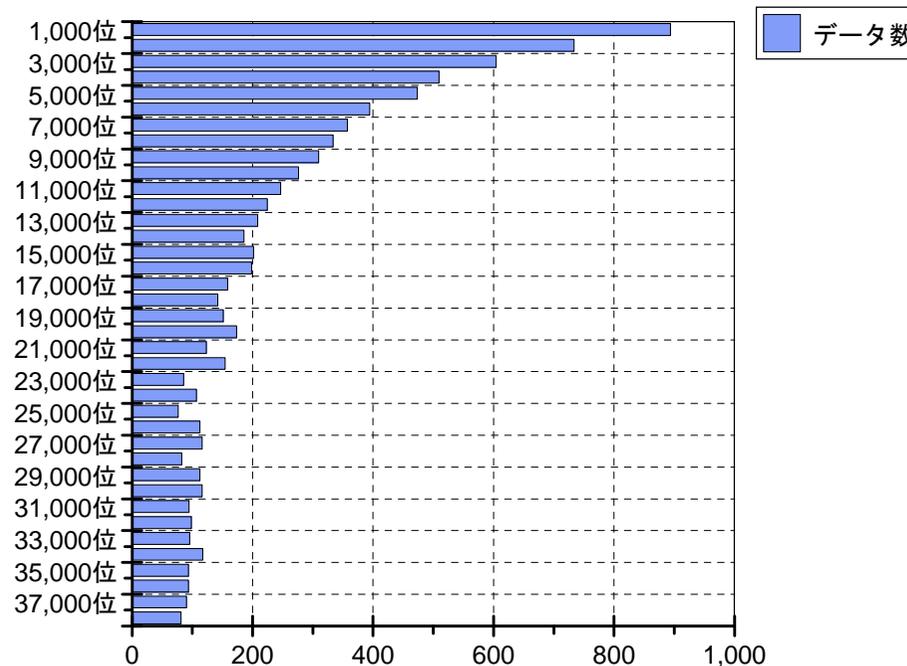


図 3 地名と一致する姓の頻度数
 (『大日本地名辞書』と平成元年[1989]生まれの姓による)

一致する姓の順位	データ数	一致率
1,000位	894	89%
2,000位	734	73%
3,000位	605	61%
4,000位	510	51%
5,000位	474	47%
6,000位	395	40%
7,000位	358	36%
8,000位	334	33%
9,000位	310	31%
10,000位	277	28%
11,000位	247	25%
12,000位	225	23%
13,000位	209	21%
14,000位	186	19%
15,000位	202	20%
16,000位	199	20%
17,000位	159	16%
18,000位	143	14%
19,000位	152	15%
20,000位	174	17%
21,000位	124	12%
22,000位	155	16%
23,000位	86	9%
24,000位	107	11%
25,000位	77	8%
26,000位	113	11%
27,000位	117	12%
28,000位	83	8%
29,000位	113	11%
30,000位	117	12%
31,000位	95	10%
32,000位	99	10%
33,000位	96	10%
34,000位	118	12%
35,000位	94	9%
36,000位	94	9%
37,000位	91	9%
38,000位	82	8%

表 2 統計詳細：地名と一致する姓の頻度数
 (『大日本地名辞書』と平成元年[1989]生まれの姓による)

5. 地名と知財

先述の通り、日本の地名と苗字の間には密接な関連があることが改めて確認されたといつてよからう。この特徴から、近年の動向として、「地名ブランド」という知財のオリジナリティ視点から「日本らしさ」を主張する重要な材料となり得るのではあるまいか。

周知の通り、2005年より地域ブランドの商標法における保護の在り方が緩和され、「地域名+商品(役務)名」から成り立つ文字商標の登録を認めることが認可されることになった¹⁰。

現行の商標法では、「地域名+商品(役務)名」による文字商標は「識別力を欠く」として、商標登録を原則は認めていない。今回の改正案ではこれを地域団体などに認める、としている。なお、地域名の定義については広い範囲を対象として認めており、行政区画の名称、旧地名、山岳・河川の名称なども含むとされたのである。

これにともない、地名を商品名に付することが可能になったが、その際、懸案となった事項に、「そのブランドへの「ただ乗り」や、類似ブランドを使った不正行為が生じるおそれがあり、行為の抑止・排除をいかに実行するかという課題が浮かび上がってきたのである。

(1) ヨーロッパの地名

登録商標の有効期限は設定の登録の日から十年で、商標権者の申請により更新することができるが、一方で、それ自体で高価な資産価値を有するマーケットを形成している。

たとえば、すでにヨーロッパの諸都市の多くは、すでに「商標登録」がなされてしまっており、その最大の権利者が日本企業であるというのは有名な話である。そのため、当の住人が、うかつにご当地名を付した商品を開発・販売する権利を持ってないという笑えない状況に至っている¹¹。

かつては Made in Japan が品質の証左となっていたが、すでに Made in Kameyama(Sharp)、Made in Tokyo(HP)など、日本でも工業製品でも地域ブランドを商標だけでなく製造地ステータスに採り入れることにより、高品質を謳い始めている。それだけ、日本製品がそれだけ国際的な競争力を持つに至ったことの証左といえよう。しかし、ここで懸念される問題は、日本の地域名「ただ乗り」によるブランドイメージの剽窃により、ヨーロッパと同様、自分の地域名を使用できなくなったりする危険性があることである。

日本製「日本」というブランドではなく、「日本の地名=高品質のステータス」という特質を利用したブランドへの「ただ乗り」どころか、その地名を勝手に利用するこ

とによって、ブランドの信用失墜を招くことは「ポリューション（イメージ汚染）」とも呼ばれるが、その兆しは中国や台湾などですでに兆し始めている。

たとえば、「松阪牛」と1字違いの「松坂牛」が中国で商標登録されていたことが発覚したニュースもこれに類する出来事と言えるだろう。

(2) 中国・台湾の地名ポリューション

著名となった表示の中でも、特に高級イメージが定着している商品や営業の表示が、低俗あるいは低価値の商品や営業に使用されてしまうことになる、その表示の高級イメージは汚染（ポリューション）されることになる。これをポリューション現象という。

古来より先行作品、前代の権威を借りて、作品名にその名称を借りることが数多く行われてきた。いわば、東洋で最も一般に行われてきた文化風土でもあったが、その一方で、すでに「柳の下のドジョウを狙う」ということわざもあることは、オリジナリティの希少性と貴重性は、すでに認識され、重んじられてもいたといってもよからう。だが、「ポリューション」は、そうした行為（冒用行為）が引用元の権威を損なうものであると判断された場合、古い言い方をすれば、「のれんに傷をつける」現象が引き起こされることをさす。

中国・台湾・日本の地名の地名を商標の独自性という視点で考える際に問題になることは、それぞれが漢字で成り立ち、歴史地名を共有してきたという問題がある。

日本の地名は、風土記撰進の際に、嘉字・好字に改めるということが行われたほか、中国の地名に見立てた地名も幾つか作られ、使われてきた。

台湾はさらに複雑で、中国の歴史地名を導入しただけでなく、第2次大戦前までは、日本の地名も数多く採り入れてきた。また、それだけでなく、最近では「多摩」のような地名も新たに使われはじめ、高級住宅地のイメージを持たせようとは始めている。

そのため、台湾・中国で日本に実在する地名ブランドイメージを持つ商標を誕生させても、その行為自体は、剽窃にはあたらない可能性が出てくるだろう。

しかも、それが歴史地名で、それが日本の地名であることを如実に示す、いかにも「日本」らしい地名ブランドである場合は、格好の商標素材に成り得るのである。

(3) 地名ポリューションからの保護という視点

このような状況は、グローバリズムの所産といえようが、歴史地名がこうした商標の埒外にあることは、今後も同様の問題を出来させかねない余地を残すものといえるだろう。

かつて日本企業がヨーロッパで行ってきた行為が、巡ってきたものという考えもなくはないだろうが、この問題は、歴史地名の蓄積・管理を構想すべき機会といえはしないだろうか。

6. 歴史地名と GIS 情報を利用した知識オントロジの発見

(1) 大規模データベースより導かれる歴史地名の理法

地名がいかなる文脈によって付与されたかについての考察は、これまでミクロの視点によってなされてきたといってもよからう。

たとえば、吉田金彦¹²は、地名学がまだ発展途上で、他の科学に比して十全に安定した領域を占めるに至っていない実情を踏まえた上で、隣接学問との緊密な連携により研究が進められることが強く主張されている。

日本は地名の分量も変化も多く、研究資料が豊富であり、限定的調査とともに、遠近各地の事実の比較ができる点が特色といえた（柳田国男、『地名の研究』、古今書院、1936）。

これまでの地名研究の方法は、そうした特色により限定的調査を重ね、それをもとに遠方との比較を検証するという方法が主として行われてきた。特に、大和の地名は1000年以上の歴史を証明するものであり、「地名学研究の新機軸は大和の地に起こるべきである」（同）と言われたが、その基本方針は今も変わらず貫かれている。

しかしながら、GIS 情報を有する大規模データベースを利用した歴史地名の知識発見作業は、そうしたミクロの調査から全体の比較というという検証手順を逆転させる性格を持つ。

すなわち、マクロの視点による仮説の発見から、その理法の設定、ミクロの視点による検証である。

(2) 歴史地名の世界観

たとえば、動物地名の検証過程で、「狐」と「狸」の付く地名について、国際日本文化研究センターで構築される「怪異・妖怪伝承データベース」のデータソースの統計を基にした山田奨治氏の調査によれば、「東キツネ・西タヌキ」の俗諺に一致する伝承発祥地の分布を示した¹³。

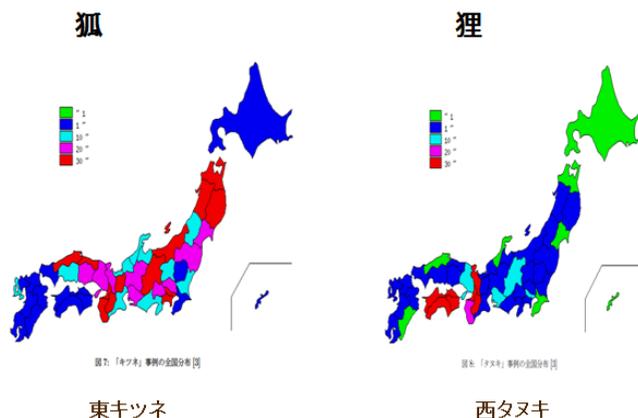


図 4 タヌキとキツネの伝承発生分布 (山田奨治氏作成による)

ところが、『大日本地名辞書』を使用した歴史地名による分布の検証に重ねてみると、逆に「東タヌキ」という分布の構図が明確に浮き彫りになる¹⁴。

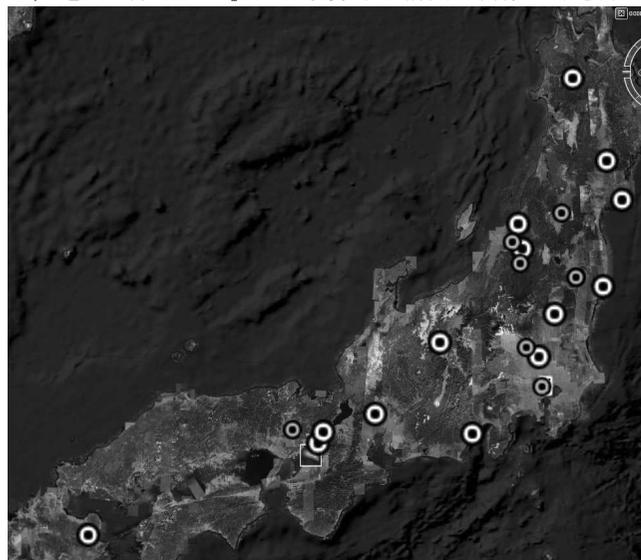


図 5 『大日本地名辞書』に見るキツネ (大円) とタヌキ (小円) の分布 (Google Earth 使用). タヌキの付く地名は全体的に東に集中している

この分布を裏付ける事例として、東にあるタヌキの名所には、童謡「證誠寺の狸ばやし」の舞台の證誠寺 (千葉県木更津市) や分福茶釜の茂林寺 (群馬県館林市堀工町) など、タヌキに対して親しみやすい印象を与える所が残されていることが挙げられる。

タヌキにまつわる伝説は、他に八百八狸 (はっぴやくやたぬき) 物語 (愛媛県松山市) と合わせて日本三大狸伝説と言われているが、西の愛媛県の八百八狸の話は、隠神刑部と呼ばれた伊予の化け狸が八百八の狸の眷属とともに松山藩お家乗っ取り企んだ話で、こちらは害を為すタヌキの話である。狸に親しみを感じさせるは、いずれも東日本に位置しており、対照的である。

腹鼓をたたき合う狸囃子の大合奏の果てに、腹を破って死んでしまった狸を供養する證誠寺、いくら汲んでも湯が尽きない不思議な分福茶釜を寺に持参したタヌキが化けた僧の守鶴が、姿を見破られて寺を去った後も寺宝として分福茶釜を祀るように、タヌキに親近感を抱く風土や気質が、地名にも反映していたのであろうか。

さらに、ヨミの要素を加えて検証すると、「ムジナ」「マミ」で読まれる「狸」の地名は東の方にしか分布しないことが、さらに明確に浮き上がってくるのである。これは、土着性に基づく言語分布の反映の例である¹⁵。

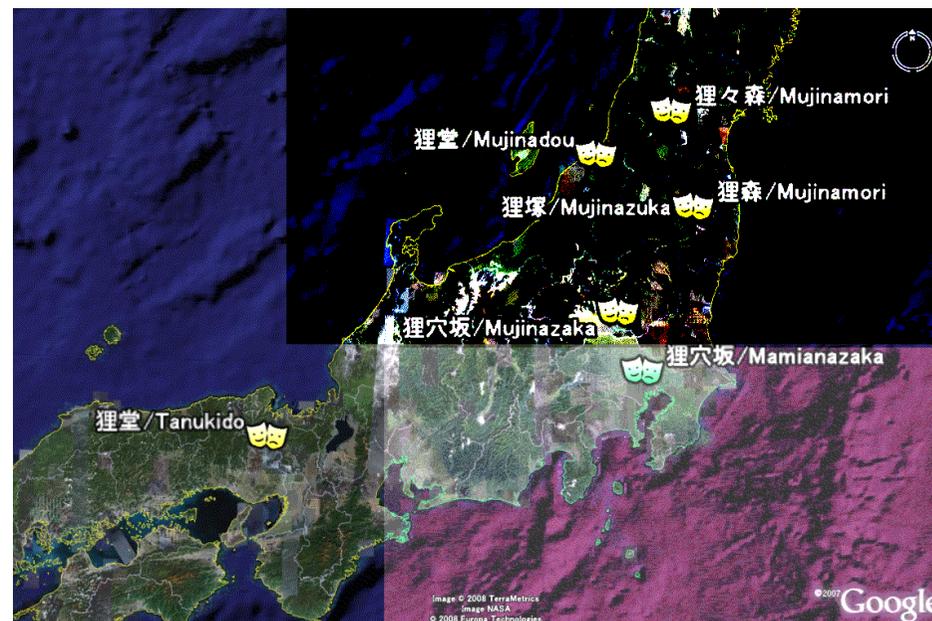


図 6 タヌキとムジナの例

すなわち、西に見える「狸堂」という地名は「タヌキドウ」と呼ばれているのに対して、東に現れる「狸」の地名は「ムジナ」あるいは「マミ」が宛てられていることが、GISにより重ねられた日本地図上の地点からはっきりと読み取れるのである。

動物学上では、ムジナはアナグマをいい、食用になるのに対して、イヌ科のタヌキは雑食性で食味も良いとはいえない。ところが、タヌキとムジナの差異については、地方により呼称が入れ替わったりもしており、さらにはタヌキをムジナと誤信して捕獲した行為が事実の錯誤とされた事例が、法令の世界では、「たぬき・むじな事件」としてよく知られている。

これは、タヌキのことをムジナと呼んでいた栃木県で発生した事件で、1924年(大正13年)、タヌキを狩ることが狩猟法で禁止される法令が公布されたにもかかわらず、栃木県では、タヌキのことをムジナと呼んでいたために、狩猟が禁止されていないムジナのつもりでタヌキを狩ってしまった猟師が刑事裁判にかけられた事件である。事件は、翌年1925年6月9日に大審院において被告人に無罪判決(大正14年(れ)第306号)が下され、日本の刑法第38条での「事実の錯誤」に関する判例として現在でもよく引用される事例となった。

もっとも、このような、GIS情報の利用により立体的に浮かび上がる典型的事例は決して多いとはいえない。様々なシミュレーションを繰り返す内に現れる現象の中から、いかにして、さまざまな「物語」を導き出せるかということについては、必ずしも検索者の知識・興味から演繹的に導き出せるとは限らないのが実情である。半ば「運」のような偶然も左右するといっても過言ではないだろう。もっとも、それゆえにこそ、新たな視点によって開かれつつある学問の典型ということもできるだろう。

謝辞

この報告は、平成19年度～平成21年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(B)「和漢古典学のオントロジモデルの応用」(研究代表者・相田満)、および平成21年度人間文化研究機構連携研究「人と水」(研究代表者・秋道智彌)、平成21年度国文学研究資料館文学形成研究系プロジェクト研究「古典形成の基盤としての中世資料研究」(研究代表者・武井協三)、および京都大学地域情報統合センターHGISプロジェクトにおける補助を受けた研究成果の一部である。『大日本地名辞書』のデータをご提供いただいた大阪国際大学の桶谷猪久夫氏、図版の掲出にご快諾いただいた国際日本文学研究センターの山田奨治氏、研究成果の蓄積・発表にさまざまな機会をご提供いただいた京都大学の原正一郎氏、とりわけ、基礎データのブラッシュアップに多大なご協力をいただいた矢澤由紀氏に深謝申し上げます。

参考文献

- 1 池田末則,日本地名学の魅力一記・紀・万葉地名の転訛・改字例を考える一,日本地名学を学ぶ人のために,世界思想社(2004)
- 2 猿田知之,「好字」とその周辺,シオン短期大学研究紀要35,1995
- 3 丹羽基二,苗字と地名の由来事典,人物往来社,2006
丹羽基二,苗字の謎がおもしろいほどわかる本,中経文庫,2008
- 4 鎌田正・米山寅太郎,大漢語林,大修館書店,1992
- 5 丹羽基二,苗字と地名の由来事典,人物往来社,2006
- 6 森岡浩:監修・村山忠重:ランキングデータ提供,名字の新聞(別冊宝島1114),宝島社,2005
- 7 相田満,地名オントロジの可能性,情報処理学会論文集「人文科学とコンピュータシンポジウム(じんもんこん)2007」,情報処理学会シンポジウムシリーズ,情報処理学会,PP55-62(8),2007
- 8 <http://www.namajiten.com/>(平成名前辞典)
- 9 <http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2.htm>(統計局ホームページ)
- 10 <http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/etc/20050315.html>(日経BP知財Awareness2005/3/15記事)
- 11 相田満,「標題」のさまざまな一現代と脱領域的な視点から一,標題文芸(尙),科研報告書[代表・相田満],pp70-81(11),2003
- 12 吉田金彦糸井通浩:編『日本地名学を学ぶ人のために』,世界思想社,2004.11.1,pp1-350(350)
- 13 山田奨治,情報のみかた,弘文堂,pp1-235,2005
山田奨治,怪異・妖怪伝承データベースの制作と分析—地域・年代分布を中心に—,東洋学へのコンピュータ利用第15回研究セミナー,京都大学人文科学研究所附属漢字情報研究センター・京都大学学術情報メディアセンター2004
- 14 相田満,『大日本地名辞書』から広がる地名オントロジの可能性,アジア遊学113,pp44-51(8),2008
- 15 AIDA Mitsuru, OKETANI Ikuo, The Construction of the Digital Gazetteer based on Humanities GIS and the Analysis of Characteristic, GIS-IDEAS, PNC and ECAI 2008 Joint International Conferences